



犬の飼い主へ～飼い方のマナーを守りましょう～

犬を飼うときは、周囲の方々へも配慮することがとても大切です。
動物も人もみんなが気持ちよく生活できるよう、マナーを守って飼いましょう。

◆ 愛犬の登録と狂犬病予防注射(年1回)を受けましょう!

生後91日以上は、狂犬病予防法により登録及び年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。毎年4月頃の集合注射または動物病院で注射を受けてください。

◆ 首輪・迷子札の着用をしましょう!

鑑札や迷子札(飼い主の名前が入ったもの)等を首輪に付けるようお願いいたします。飼い犬が行方不明になった場合、鑑札の番号で飼い主がわかります。

<環境省・動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について>

◆ 犬の放し飼いは禁止です!

どんなにおとなしい犬でも苦手な人や、つないでいない犬を見ただけで恐怖を感じる人もいます。また、咬傷事故の危険性もあります。

建物の外で犬を飼う場合は、丈夫な鎖等でつなぐか、犬舎(檻)で逃げないように飼いましょう。

また、散歩のときはリードを必ずつけ、咬み癖のある犬には口輪を装着しましょう。

<八重瀬町飼い犬条例・(飼い主の義務)第3条 第1項>

◆ 必ずフンを片付けましょう!

道路や公園などの公共の場所等で犬を散歩させるときは、ビニール袋を持参し、飼い犬のフンを片付けましょう!

道路などで飼い犬のフンをそのままにすることは、まちの衛生上や他人の迷惑になりますので、必ず飼い主が片付けてください。

<八重瀬町飼い犬条例・(飼い主の義務)第3条 第3項>



◆ 不妊・去勢手術をしましょう!

飼い犬が子供を産んでしまい、新しい飼い主が見つからず飼いきれないほどに犬が増えてしまえば、不幸になるのは産まれた犬たちです。不幸な犬を増やさないためにも、犬には不妊・去勢手術を受けさせましょう。

◆ 近所の迷惑にならないように飼いましょう!

飼い犬の鳴き声やフンの不始末による悪臭など、ご近所の方が迷惑していることが多くあります。特に、無駄吠えは、犬のストレスや体調不良が考えられます。しつけで直る場合もあります。無駄吠えでお困りの方は獣医師等に相談してみてください。

★犬の登録制度

次の場合、届出が必要です。

- 新たに、犬を飼った場合(新規登録)
- 飼い犬が死亡した場合(死亡届)
- 飼い主・飼育場所が変わった場合(登録事項変更届)



《 お問い合わせ | 住民環境課 環境班 | ☎098-998-8203 》

令和8年度交通災害共済ご加入のお願い

沖縄県町村交通災害共済組合では住民に対する交通災害共済事業を行っております。

本共済は加入者1人につき年500円で毎年4月1日～翌年3月31日まで加入することができ、加入者が共済期間中に交通事故によりケガを負い医療機関に通院・入院した場合、治療実日数に応じて見舞金が支給されます。

八重瀬町に住民登録をしている方なら年齢に関係なく誰でも加入できますので、ぜひ家族揃ってご加入ください。細かい内容や加入手続きについては、八重瀬町役場 総務課までお問い合わせください。

また、申込窓口は令和8年3月31日までは各自治会、令和8年4月1日以降は八重瀬町役場 総務課となります。

《 お問い合わせ 》

総務課(交通安全担当)

☎098-998-2200

こんな事故が対象となります

事故には、くれぐれも注意しましょう。



※加入者が交通事故で負傷(ケガ)して治療を受けた場合、請求により見舞金を支給します。

相続登記の申請義務化のお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請義務化がスタートしました。

相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があり、令和6年4月1日より前の相続も、義務化の対象となります。正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処される可能性もあります。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。



法務省
ホームページ

※注意点

法務局では、相続の内容についての相談はお受けできません。

相続登記の申請方法についてご不明な点がある場合や、具体的な相続に関する内容については、相続・登記の専門家である司法書士に相談することをお勧めします。



広告欄

自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

てるまさリースバック
売っても住む-ず

軍用地等の不動産も
直接買い取ります!

8
つ
の
特
徴

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| その①
お支払いは
最短5営業日です | その②
売却後もそのまま
住めます | その③
仲介手数料は
かかりません | その④
資金の使いみちは
自由です |
| その⑤
住宅ローンが残って
いても相談可能 | その⑥
年齢や同居人の
制約はありません | その⑦
固定資産税などが
不要です | その⑧
マンションも
可能です |

査定無料! ご連絡はコチラ >>> てるまさリース TEL.098-943-4355
平日9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)